

東京は医療崩壊の瀬戸際！ 「コロナ対応の中、独法化を進める必要」は全くない！

「移行準備ニュース」の2P目には「法人独自に病院現場の実態にあった柔軟な制度構築が可能」と現行と地方独立行政法人を比較した表があります。下の表は都のバラ色の主張に対して、支部の反論を対比したものです。都の主張は、病院運営の基本である運営交付金を削減しないと言も書いていないことがポイントです。「地方独立行政法人は、東京都が100%出資して設立する法人です。行政医療の提供をはじめとした都立病院の役割は法人化しても変わりません。」と書いたら続けて、「運営交付金も削減しません」と書けばいいのです。ところが独法化は運営交付金削減が目標ですからそんなことは書けないのです。独法化されると、いろいろ独自に決められるかもしれませんが、お金がなければ何もできません。こんな制度はゴメンです。

	地方独立行政法人	独法化の問題点
組織・定数	職員数や職種の設置を、現場ニーズに応じて法人が自ら決定	総人件費を抑制するので、非正規雇用が増える、独自の判断で人員削減も可能
人事・給与	働きやすく、人材確保に資する給与・勤務時間を、法人の規則で独自に設定	人件費抑制のために7月昇給、ボーナスは法人の営業成績によりカットされる。出世しなければ10年ほどで昇給なし。出世できるポストの数も不明
財務・規約制度	単年度主義が無くなり、より現場ニーズに即応した弾力的な予算執行や契約が可能	運営費交付金が削減されるので必要な医療機器の更新も難しくなる

8月3日(火)オンライン集会「公共サービス削減の行きつく果て」大阪府職小松委員長

8月3日(火)19時からYouTubeで集會を配信します。第4波の大阪で何が起きていたのかを大阪府職小松委員長にお話ししていただきます。保健所や病院が、平時からフル回転を強制されているのは、感染拡大のような突発事態には対応不可能になるのです。



都庁職
病院・衛生局支部
TV

<http://www.t-byoinsibu.jp/>

オンライン集会

止めよう！都立・公社病院の独法化

お話し：大阪府職委員長 小松康則さん

「公共サービス削減の行きつく果て
第4波の大阪で起こったこと」

8月3日(火) 19:00~19:50

YouTubeから視聴ください→



都庁職病院支部

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 第二庁舎32階 直通03-3349-1711 FAX03-3349-1713
E-mail: mail@t-byoinsibu.jp URL <http://www.t-byoinsibu.jp>

@Byoinsibu_Tocho 都立病院のお役立ち情報を発信しています
あなたの職場の健康度は？いますぐチェック →



LINE@
都庁職病院支部

職場の悩み相談に乗ります
LINE@アプリの登録が必要です



都立病院で働くしぶ子さんが
つぶやいています。
共感することもあるはず！

#看護師のしぶ子さんと検索